

仁比山小学校いじめ防止対策基本方針

神崎市立仁比山小学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本基本方針は、「いじめは、その学校にも、その学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために作成する。

2 いじめ問題に関する基本的な考え方

「いじめ」とは、該当児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、「いじめは、決して許されない。」という認識の下、全職員で共通理解を図り、いじめ防止、早期発見・早期対応に取り組んでいく。

3 いじめの未然防止の取組

【児童に対して】

- ・全児童に「いじめは、決して許されない。」ことを理解させ、道徳や人権教育など全教育活動を通して、豊かな情操や道徳心、命の大切さ、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を育てる。
- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切に、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ぬふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら教職員や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

【職員に対して】

- ・すべての児童にとって安心な学校づくりを行うとともに、自己有用感や充実感を感じられるような学校生活づくりを行う。わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員がもっていることを様々な活動を通して児童に示す。
- ・児童や保護者からの話を、傾聴の姿勢で真摯に聞くよう努める。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめの問題」についての理解を深め、特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」についての理解と実践力を深める。

【学校全体として】

- ・地域・家庭と一体となって「神崎市四か条の誓い」の普及を図るとともに、いじめ防止の取組を推進する。
- ・いつでも、どこでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。チームで対応する組織を構成する。
- ・いじめに関するアンケート調査を毎月実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・校長が「いじめ問題」に関する講話を全校昼会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図るとともに、「SOSの出し方」についての指導を行う。

【保護者・地域に対して】

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめの問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、ふれあい道徳授業等で伝え、理解と協力を依頼する。

4 いじめの早期発見の取組

- ・担任をはじめ全職員ですべての児童を見守り、些細な変化も気づきを共有し合う場を設ける。
- ・月に1回「生徒指導・教育相談協議会」を行い、全職員で情報共有をする。
- ・月1回のアンケート、年2回の担任面談を実施し、気になる内容は担任による聞き取り調査を行う。
- ・Q Uを年2回実施することにより、集団の中で不適応傾向の児童を客観系に把握し支援を行う。
- ・児童の些細な変化にも気づくため、いじめに関する理解や取組の意識を高めるとともに、子どもと関わる時間を多くし、些細な兆候であっても見逃さないようにする。
- ・言動に変化が感じられる児童には、積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。

5 いじめ事案への対応

- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝えていく。
- ・事案を覚知した場合は、直ちに校内いじめ対策委員会を開催し、早急に調査を行い情報を収集する。その際、必ず組織的な体制のもとで行う。加害者・被害者といった二者関係だけではなく、構造的に問題を捉えるようにする。
- ・覚知後すぐに、神崎市教育委員会に報告する。
- ・いじめを認知した場合は、いじめを受けた児童や2次被害が及ぶ児童の安全を確保し、いじめを受けたとされる児童に対して、事実を確認した上で適切に指導する。
- ・いじめをした児童には「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まずいじめることをやめさせる。いじめがどれだけ相手を傷つけ苦しめているかということに気づかせる。また、いじめに至った背景を捉え、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応について学校と連携し合っていくことを伝えていく。また、教育委員会等に連絡・報告を行い、場合によっては、関係機関と連携し対応に当たる。

7 ネットいじめに対する対応

- ・発達段階に応じて、情報モラルやマナーについて学習する機会を計画的に設ける。外部講師を招き、より具体的に実践的な学びの場を設定する。
- ・日頃より、情報モラルについて保護者が主体的に子どもへ指導できるよう教育講演会等で啓発するとともに、携帯電話やパソコン等の使用に関して家庭での適切な管理と指導の実践を促す。

8 重大事態への対応

- ・校務分掌に「いじめ防止対策拡大委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、教務、PTA 会長、学校評議員、スクールカウンセラーとする。役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ・拡大対策委員長は、発生した事案が重大事態と判断した場合は、当該担任等関係職員を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。また、直ちに神崎市教育委員会に報告し、指示を仰ぎながら対応に当たる。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

9 取組の点検・評価

学校評価において、具体的評価項目として掲げ、評価を行う。また、拡大対策委員会で本校の取組状況について報告し、協議する。外部委員からは意見・提言を出してもらう。